

学校の働き方改革と少人数学級の実現を求める特別決議

新型コロナウイルス感染症に関わり、学校には未曾有の対応が求められている。毎朝の検温、「新しい生活様式」のもと「3密」を回避した少人数での授業や生活指導、校舎・教室の消毒等が新たな業務として付加された。また、授業時数を確保するとして実施された土曜授業や長期休業の短縮は、教職員の余裕を奪い、追いつめている。さらに、学校行事等の中止・変更や過密化された教育課程は、子どもを主体とする学びが保障できず、子どもたちはストレスを抱えている。現場からは、「いつまで続くか分からない過酷な勤務状況に肉体的にも精神的にも耐えられるのか」との切実な声があがっている。これまで政府・文科省は、学校への人員加配、「学校裁量金」の予算化などを講じてきたが、さらなる対策が必要である。

日教組が実施した「学校の働き方改革に関する意識調査」では、勤務日における平均勤務時間は10時間20分であった。一日あたりの時間外勤務が2時間30分を超え、勤務日だけで月50時間を超える。改正給特法第7条に基づき、「時間外勤務時間」の上限は月45時間となっているが、条例・規則が蔑ろにされている。日教組は、単組、分会とともに、すべての自治体・教委における第7条関連の条例・規則化と遵守を求めるとともに、長時間労働の是正にむけ、杜撰な勤務時間管理の一扫などを労働組合の責務としてすすめる。また、教科担任制や持ち授業時数の上限設定等の定数改善と業務削減を文科省・教委に求めていく。

新型コロナウイルス感染症の対応として実施された分散登校等による少人数での授業について、「感染症対策がとりやすい」「子どもの活躍の機会が増える、子どもと接する時間が増える」「子どもの不安を解消しやすい」等の声があがった。一方、様々な理由で少人数での授業が実施できなかった学校もあり、早急な改善が求められている。学校には、感染症への対応としての「新しい生活様式」とともに、すべての子どもにゆたかな学びを保障することが求められる。そのために少人数学級の実現が不可欠である。日教組は、法改正による学級編制基準の引き下げ等にもむけ、国会対策、文科省をはじめとする政府へのとりくみを強化する。

以上、決議する。

2020年11月30日
日本教職員組合 第163回中央委員会